

新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

(平成29年3月2日改訂)

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係がある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

- (1) 「いじめをさせない、見逃さない」雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査を行い、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより関係機関・団体、専門家などと協力して指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすく楽しい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図る。また、児童の学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高めて自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することであることを自覚させる。

- (1) 「いじめをさせない、見逃さない」雰囲気づくり
 - ① 学校の取組
 - ア 「報告・連絡・相談」の徹底と学校全体での一貫した指導
 - イ 「笑顔いっぱい宣言」の掲示、及び継続的な啓発指導
 - ② 学年・学級の取組
 - ア 支持的風土(雰囲気)のある学級経営
 - ・ お互いの考えを認め合える学級づくり
 - ・ 個々や学級の問題について、学級で話し合える学級づくり
 - イ 教師と児童が信頼関係で結ばれた学級経営
 - ・ いじめや問題行動については毅然とした態度を貫く姿勢
 - ・ 学年団における統一した指導
- (2) 道徳の時間を核とした「命の大切さ」「思いやりの心」の育成
 - ① 道徳教育の重点目標、指導の重点、重点事項を踏まえて指導を行う。
 - ② 学年統一した教材(資料)を用いて、共通指導案にもとづいた授業を行う。

- (3) 児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成
- ① 学び合いの授業を大切に、自分の考え、他者の考えを尊重できる場面を設定する。
 - ② 体験的な学習活動を保障し、個々が探究・追及できる機会を設定する。
 - ③ 多様な考えが期待できる教材、教具を設定する。
 - ④ 発表をしたり、自己決定をしたりする機会を設定する。

(4) 児童会活動の重視

- ① 児童会の創意工夫をできるだけ活かし、一人ひとりが明るく楽しい学校を目指す。
ア あいさつ運動、児童集会の企画、運営
イ 「笑顔いっぱい宣言」の取組

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見

- ① 「いじめはどの学校の、どの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行う。そのため、朝、休み時間などに子どもと一緒に過ごし、子どもとのふれあいを通して子ども理解に努める。
- ② 「いじめをさせない、見逃さない」取組を進めるため、定期的な子ども実態交流といじめアンケート（年2回）を実施して、早期発見・迅速対応を行う。
- ③ 保護者との意思疎通や信頼関係を強めるため、連絡を密にして「迅速」「丁寧」「誠意」をもって対応する。

(2) いじめの早期解決

いじめを発見したときには、学級担任が抱え込むことなく、全ての教職員で対応を協議し、役割分担を行って問題の解決に当たる。

- ① 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考えて対応する。また、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ② いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ③ いじめの問題が発生したときには、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家などと連携・協力して解決に当たる。
- ④ いじめられている児童の心の傷を癒すため、教育相談員(教育カウンセラー)や養護教諭、スクールカウンセラーと連携をとりながら対応する。

(3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめの問題が発生したときには、家庭訪問をして学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ② いじめの情報については、公開を原則として保護者の協力を得ながら進める。
- ③ 重大事態にあたるものについては教育委員会に相談し、警察等と連携を図りながら対応する。

5 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

(1) 校内組織

- ① 「子ども支援委員会」を組織し対応する。
ア 主幹教諭を中心にして、必要なメンバーで子ども支援委員会を開催して対応する。
イ 緊急且つ重大ないじめが発生した場合には、校長に報告し、校長の指示により迅速・的確に対応する。